

独立行政法人福祉医療機構業務方法書 新旧対照表 (改正部分のみ)

新	旧
<p>第 8 章 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 (貸付の相手方)</p> <p>第 44 条 機構法第 12 条第 1 項第 12 号の規定による貸付けを受けることができる者は、厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) による年金たる保険給付を受ける権利又は国民年金法 (昭和 34 年法律第 141 号) による年金たる給付 (国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和 60 年法律第 34 号) による改正前の国民年金法による老齢福祉年金を除く。) を受ける権利を有し、現に年金の支給を受けている者 (「生活保護行政を適正に運営するための手引について」 (平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) 及び「年金担保貸付の借入制限の実施について (仮称)」 (平成 23 年●月●日社援保発第●号厚生労働省社会・援護局保護課長通知及び年総発第●号年金局総務課長通知) により、年金担保貸付の借入を制限することとされた者 (以下「生活保護受給者等」という。) を除く。) であって、小口の資金を必要とし、かつ、銀行その他一般の金融機関から資金の融資を受けることを困難とする者とする。</p> <p>2 機構法第 12 条第 1 項第 13 号の規定による貸付けを受けることができる者は、労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律第 50 号) による年金たる保険給付を受ける権利を有し、現に年金の支給を受けている者 (生活保護受給者等を除く。) であって、小口の資金を必要とし、かつ、銀行その他一般の金融機関から資金の融資を受けることを困難とするものとする。</p> <p>(貸付金の限度額)</p> <p>第 47 条 貸付金の額は、第 44 条第 1 項に規定する者が厚生労働大臣又は都道府県知事の裁定に基づいて支給を受けることができる年金の額 (税額に相当する額を除く。) の範囲内の額とし、1 人につき 250 万円を限度とする。</p> <p>2 貸付金の額は、第 44 条第 2 項に規定する者が労働基準監督署長の裁定に基づいて支給を受けることのできる年金の額の範囲内の額とし、1 人につき 250 万円を限度とする。</p> <p>附 則 (平成 23 年●月●日厚生労働大臣認可)</p> <p>この業務方法書の一部変更は、平成 23 年 12 月 1 日から施行し、同日以降の借入申込に係る貸付けから適用する。</p>	<p>第 8 章 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 (貸付の相手方)</p> <p>第 44 条 機構法第 12 条第 1 項第 12 号の規定による貸付けを受けることができる者は、厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) による年金たる保険給付を受ける権利又は国民年金法 (昭和 34 年法律第 141 号) による年金たる給付 (国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和 60 年法律第 34 号) による改正前の国民年金法による老齢福祉年金を除く。) を受ける権利を有し、現に年金の支給を受けている者 (「生活保護行政を適正に運営するための手引について」 (平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) により、年金担保貸付の借入を制限することとされた生活保護受給者 (以下「生活保護受給者」という。) を除く。) であって、小口の資金を必要とし、かつ、銀行その他一般の金融機関から資金の融資を受けることを困難とする者とする。</p> <p>2 機構法第 12 条第 1 項第 13 号の規定による貸付けを受けることができる者は、労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律第 50 号) による年金たる保険給付を受ける権利を有し、現に年金の支給を受けている者 (生活保護受給者を除く。) であって、小口の資金を必要とし、かつ、銀行その他一般の金融機関から資金の融資を受けることを困難とするものとする。</p> <p>(貸付金の限度額)</p> <p>第 47 条 貸付金の額は、第 44 条第 1 項に規定する者が厚生労働大臣又は都道府県知事の裁定に基づいて支給を受けることができる年金の額 (税額に相当する額を除く。) に 1.2 を乗じて得た額の範囲内の額とし、1 人につき 250 万円を限度とする。</p> <p>2 貸付金の額は、第 44 条第 2 項に規定する者が労働基準監督署長の裁定に基づいて支給を受けることのできる年金の額に 1.2 を乗じて得た額の範囲内の額とし、1 人につき 250 万円を限度とする。</p>